PDF-XChange Viewer Click to buy NOW! www.docu-track.com

災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和９年（2027年）１月から新しくなります。

システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

（1）お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

学校への提出期限：令和８年11月18日（水）まで

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後（令和９年１月以降）のお手続きとなりますのでご了承ください。
（11月後半から１月後半まではシステムが停止されます。）



（2）令和９年１月以降の申請方法について



令和９年１月からは、新システムでの申請手続きに移行します。

新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。

※システム操作方法については、実際にご請求いただく際にご案内します。

（3）請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月10日の翌日（11日）から起算して２年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSCにおいて必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

（4）その他 ： 休日の地域クラブ活動時の負傷について

印西市では、部活動地域展開が進められ、休日の部活動については、地域クラブ（印西ＮＥＸＵＳ）へ移行しております。これに伴い、休日のクラブ活動（部活動）については、学校管理下ではなくなりました。そのため、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象外となります。

＊部活動地域展開で加入している「スポーツ安全保険」の手続きをすることになりますが、こちらの保険は「各自治体の助成等で治療費がかからない場合でも、支払いの対象となる」保険です。そのため、休日の地域クラブ（印西ＮＥＸＵＳ）での負傷については、医療機関で「子ども医療費助成受給券」を使用してお支払いください。

＊こちらの保険は、医療費の実費ではなく、１日当たりの定額保険金として支払われるものです。



PDF-XChange Viewer Click to buy NOW! www.docu-track.com

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の手続き

印西市教育委員会

学校管理下での負傷等

・平日の部活動中
・教育課程に基づく体育等の授業中
・休み時間、学校への登下校中　等

初診から治癒までの保険診療の合計が**500点（窓口支払1,500円）以上**〈調剤含む〉のとき

初診から治癒までの保険診療の合計が**500点（窓口支払1,500円）未満**〈調剤含む〉のとき

・**『子ども医療費助成受給券』を使用**して清算
・または市役所子育て支援課へ償還払いを申請

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります

医療機関等の窓口で、保険診療の3割の自己負担をお支払いください。

※原則として**『子ども医療費助成受給券』は使用しない**でください。
（保護者は領収書を必ず保管してください）

医療機関、調剤薬局等に「医療等の状況」等の提出書類の記入をお願いしてください。



地域クラブ(印西NEXUS)での負傷等

・休日の地域クラブ練習、大会等

※学校管理下にはなりません

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となります。

『子ども医療費助成受給券』を使用して清算してください。

保護者が、部活動地域展開で加入している「スポーツ安全保険」の手続きをします。

※各自治体の助成等で治療費がかからない場合でも、支払いの対象となる保険です。

変更点

保護者が二次元コードからログインし、「医療等の状況」等をアップロードします。

学校、設置者で書類を確認後日本スポーツ振興センターへ申請します

センターで審査・給付決定
指定口座に振り込み

※総医療費の４割（自己負担額３割＋療養費加算１割）が給付され、指定口座に振り込まれます。